

更生保護のあり方を考える有識者会議

第17回会議

日時 平成18年6月27日(火) 自 午後4時04分
至 午後4時45分

場所 法務省第一会議室

野沢座長 ただ今から、更生保護のあり方を考える有識者会議の第17回会議を開催いたします。

6月15日に検討委員会を開いたわけですが、その後、皆様から頂戴いたしました御意見も踏まえまして、本日、改めて最終報告の案をお配りしておりますので、変更点を中心に、事務局から説明をお願いいたしますと思います。

事務局 6月15日の検討委員会に、御欠席された委員もおられますので、これまでの修文作業の流れについて簡単に御報告申し上げます。

6月1日の第16回会議の議論の状況を踏まえて修文されました第二次案をもとに、6月15日の検討委員会で御議論いただきました。

そこでの委員の皆様方の主な御意見は、再犯防止、権力的措置ということが強調され過ぎているのではないかということ、国民や地域社会の理解を拡大すること、犯罪や非行をした人と共に生きる社会の実現が非常に重大な課題であり、これを改革の一つの柱として冒頭に記載すべきではないかということ、「はじめに」の部分を読んだだけで、この報告書の主張が分かるように工夫すべきこと、また、人的・物的体制が脆弱であることが大きな問題であることを人数を明示して記載し、具体的な提言としては、現場の第一線で保護観察事件を担当している保護観察官を、少なくとも倍増すべきことを明記すべきではないかということ、就労支援について、協力雇用主を3倍に増加させることなど、更に具体的な充実策を記載すべきこと、また、就労支援とともに、定住支援についても言及することなどでした。

この検討委員会の御議論を踏まえまして、第三次案を作成して、更に御意見を頂きました。その過程で、総論部分の「問題の所在」と「改革の方向性」を一つの項目にし、重複した記載を省くべきではないかという御意見、また「更生保護制度の歴史と現状」という項目名だった部分につきまして、見出しと内容が合致していないのではないかと、内容面で更に整理すべきではないかといった御意見も頂きました。

さらに、最終報告のキャッチフレーズとして、「強い更生保護」とするか、あるいは「強靱な更生保護」とするか、あるいはそれ以外のものにするかといった御意見なども頂きました。

そこで、頂いた御意見をもとに、更に修正した最終案が第四次案でございますが、それを先週金曜日に委員の皆様方にお配りして、昨日までに御意見を頂きました。

そして、頂いた御意見を踏まえまして修文したものを、昨日改めてお手元にお届けしたところでございます。

そこから、本日机上に配布されているものへの修正点といたしますのは、表現ぶりの平仄をとるための微修正でございます。例えば、「安全・安心の」と「安全・安心な」が混在している

部分について若干の修正を加えましたり、「提言」という用語と「報告書」という用語等の平仄をとったりという修正を加えたものでございます。

以上でございます。

野沢座長 ただ今の説明を踏まえまして、この最終報告についての御意見あるいは御感想等がございます方は、発言を願いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですから、最終報告につきましては、これで取りまとめさせていただきますまして、この後、金平座長代理と御一緒に、杉浦法務大臣に正式にこれを提出させていただきますたいと存じますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

また、杉浦法務大臣に提出した後、記者会見を開きまして、報道関係にこれを公表したいと思っております。

それでは、これまでお世話を頂いてまいりました三ツ林法務大臣政務官から、ごあいさつを頂ければと思います。お願いいたします。

法務省（三ツ林法務大臣政務官） 本日、更生保護のあり方を考える有識者会議におきまして、熱心な御議論の成果といたしまして御報告を取りまとめたいただきました。

そして、これから杉浦法務大臣に正式に御提出していただけるということですが、野沢座長を始めとする委員の皆様方におきましては、大変お忙しいところ、約1年間にわたり、精力的に検討を重ねていただきましたことを、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

この有識者会議では、国民の期待にこたえる更生保護制度のあり方につきまして御検討いただいたわけですが、そのためには、保護観察官はもとより、保護司を始めとした民間の方々の体制を抜本的に強化するとともに、保護観察対象者が改善更生し、再び犯罪や非行をしないよう、社会情勢等の変化に合った制度に改善する必要があります。

さらに、更生保護は、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援する制度でありますから、地域の理解と協力を得ることが必要不可欠であります。このたびの御報告は、こうした点につきまして、今後の更生保護のあり方の指針を示していただいたものと思っております。

法務省といたしましては、御報告を重く受け止め、これを最大限に尊重いたしまして、国民から信頼される更生保護の実現に尽力していきたいと思っております。

なお、この提言の実施状況につきましては、節目、節目に、委員の皆様方に御報告をさせていただきますたいと思っておりますので、今後とも、御指導、また御支援をいただければ幸いです。

最後に、重ねて御礼を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

野沢座長 三ツ林法務大臣政務官、どうもありがとうございました。

続きまして、委員の皆様から、これまでの議論や最終報告の取りまとめなどについての御感想なり、あるいは最終報告の実現に向けたこれからの御要望がまだおありではないかと思うのですが、御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

最終報告というタイトルがしばしば出てきたのですが、私は、仕事としては、最終ではなくてこれから始まるのだということを、再々事務局の方には申し上げております。引き続き大変な御苦勞を頂くことになるのではないかと思います、その点を含めましていかがでしょうか。

それで、今後出てくる課題といたしましては、この報告書の中にあります、例えば予算の獲得、それから要員の手配、さらにはできるだけ近い国会に対する立法準備などが控えているわけでございます。

せっかく皆様方から大変な御意見なり提言なりを頂戴したのですから、もし御賛同いただけますならば、この会として、またメンバーとして、折節法務省からこの後の経過などをお伺いをして、いわばそれをPRしたり、皆さん方、いろいろな団体を背負っておられますから、それぞれの団体等に根回しをかけたり、そのようなことでもまだお役に立てるのかなと思っております。どういうことができるかもよく分かりませんが、その点、また法務省と御相談をしまして、できるだけ効果がある形で皆様方の力をお借りしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それでは、事務局長、またいろいろ相談していただいて、我々が今後、どんな形でこの最終報告の実現のために働けるか、御相談いただければと思いますが、よろしく願いしたいと思えます。

事務局長 ありがとうございます。今後も御指導いただけるということで、大変うれしく思います。

先ほど、三ツ林法務大臣政務官のあいさつの中にもありましたように、節目、節目に状況を御報告申し上げたいと思っておりますので、今後とも、そういう意味で御理解、御支援を賜りたいと思っております。どのような方法でこれを行うかにつきましては、また検討させていただきたいと思えますが、今後ともよろしく願いしたいと思えます。

野沢座長 ひとつよろしく願いしたいと思えます。

金平座長代理からも、一言お願いします。

金平座長代理 もう既に座長からおまとめがあり、皆さんにもこれを報告することを御了承いただき、今事務局長からは将来に向けての決意も述べていただきまして、今更という気はするのでございますけれども、座長のお隣に座らせていただいた者として一言申し上げます。先ほど感想を述べよとおっしゃいましたが、いろいろございますけれども、私も更生保護というものの考え方、そしてそこに働く人々、そういう人々の魅力というものに、実を言うと魅せられてボランティアの世界に入りました。

それは裏切られるものではなかったのですが、しかし、約10年もボランティアをやっておりまして、いろいろとこの制度がうまくいかない問題点、また、知られていないがために、努力が報われない点、こんな点が、本当に私の中にうっせきするようにたまっておりましたので、この有識者会議の委員に選ばれたときには、この更生保護という理念、考え方、そういうものについて、誤っているならば過ちを正し、足りないところがあるならばそれを補って、もっといいものにしたいという考え方で参加させていただきました。

最初のころは、どうしてもその思いの中の困った点の方に目が向いておりましたから、私も厳しく保護観察官へ注文を出しました。しかし、それも、なぜこうなっているか、徐々に絡んだ糸がほぐされるように解かれていく中で、私自身もまた見えてきたものがあるし、現場に伺って現場の方とも実際に意見交換をする中で、一つの解決の方向も見えてきた。

そういう意味で、私はこの会議に携わらせていただいたことを大変感謝しているし、是非この報告書が、今座長もおっしゃり、事務局長もおっしゃったような方向で、単に更生保護のためではなくて、私たちの社会のあり方や方向性の一つの突破口になって、みんなが、弱い人な

どと一緒に生きていこうとする社会のあり方が展開できれば、そういう社会に我々も参画できればいい。そして、それは、更生保護に現にかかわっていらっしゃる方たちにも、是非担っていただければ、きっといいものになるのではないかと思います。

感想にもなりませんけれども、ちょっと今そういう思いがしていることを、座長代理という大変重い、座っていかどうか分からないようなところへ座らせていただいた者の感想を述べさせていただきます。

どうもありがとうございました。

野沢座長 ほかに、いかがですか。

堀野委員 私は、最初から一つのコンセプトを持って参加したつもりなのですが、それは、再犯防止が国民の声だと思ってきました。やはり、安全・安心というのは、国民の声である。

しかし、改善更生を通じての再犯防止という点については、むしろ逆流が起こっているのではないだろうか。社会から隔離することによる再犯防止とか、その人たちを、力で圧することによって再犯防止をすることを望んでいる国民がまだまだいると思うのです。

といいますのは、昨日、私はある司法修習生とこういう話をしていたら、「もう刑事弁護はやりたくない。悪い人が多過ぎる。悪い人は社会から隔離しておけばいいのだ」と言う。更生保護の「こ」の字も理解をしていない。つまり、改善更生によって再犯防止することがやはり必要であり、そのためには、改善更生のための更生保護制度を、あるいは保護観察制度を強化して、そして有効なものにしていくということを望んできたつもりですけれども、幸い、この報告書が最終的にそういうコンセプトでまとまったことは、私自身は大変満足しているところ です。

そういう意味で、更に保護観察制度をより充実させるという方向で、当局にもお願いしたいし、当局を通じて、国全体にもお願いしたいと思っておりますので、実現方、よろしくお願 しいたいということでございます。

瀬川委員 大変充実した会議だったという感想を持っております。

当初、どういう会議になるのか非常に不安もございましたし、終盤、特に5月か6月ころは、本当にまとまるのかどうか不安になりましたけれども、委員が皆気持ちを一つにして最終報告に向かったという点、非常に心地よい終わり方だったと思っております。

それから、報告書自体の細部については、それぞれの委員にとって不十分なところがあるかも分かりませんが、総体としては、現実的でしかも将来を見据えたいいもののできたのではないかと考えております。

ただ、我々がそう思っているとしても、現場、保護司あるいは更生保護施設の職員の方々、あるいは保護観察官がこの点をどう見るかは、残された課題かと思えます。様々な意見があるかと思えますけれども、真摯に謙虚に受け止めて、いい立法につなげていただきたいと思います。

それから最後に、蛇足ですけれども、しばしば本江委員とヒートした勢いで言い合いました。議事録を作った方には是非お礼を言いたいののですが、いつも（笑い）とか（笑声）と括弧して書いてありまして（笑声）、大変救われた思いがしました。この場をお借りして最後にお礼を申し上げます。

本江委員 私の名前が挙がりまして、一言申し上げておきます。

私も、自分たちが作ったものを褒めるのはどうかとも思いますけれども、結果としては、大変すばらしいものができ上がったと、心から喜んでおります。

そして、今回、この会議は、一人一人がそれぞれ全力を尽くした上に、それぞれ持ち味を出して、全員野球でこういうものをまとめ上げたという感じが非常に強くしております。

そして、でき上がったものは、私が局におりましたときから非常に気になっていた、更生保護とは何かという問題について、私自身も非常に満足のできる、更生保護が刑事司法の一環であるという社会における位置付けを明確にしてくださいまして、その点で大変喜んでおります。組織が発展するためには、その理論的な位置付けをしっかりとしたものにしなければならないと考えているからです。

そういう中で、保護観察官は、一方で罪を犯した人たちのために一生懸命に手を差し伸べることと、それと同時に、やはり再犯を防止しなければならないという責務を負っていること、その両方をどのように自分の中で統一してやっていくのか、非常に難しい新たな課題を、これから抱えながらやっていかれるわけで、非常に人数が少ない中で困難を伴うと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、また、保護司さんを始め民間の方々も、この最終報告書の中身を、私たちはこの人たちの善意を十分に受け止め、また心から感謝を込めて受け止めながら議論をした結果だということ、是非心に留めながら読んでいただきたいと思います。

本当に、長い間ありがとうございました。

清原委員 今回、報告書のタイトルが「更生保護制度改革の提言」とあり、その副題には「安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」とあります。

私は、委員としては、いわゆる地方公共団体の仕事をしている者として参加させていただきましたので、できる限りその立場から、共生のみならず、地域社会でどう具体的に取り組んでいくことが今後の更生保護制度のあり方として望ましいかという観点から、委員の皆様のお話を伺いましたし、私も意見を申し上げてまいりました。

その中で、座長が、常に地域をキーワードの一つとして位置付けてこの議論を進めてくださったことを、本当に有り難く感謝をしております。

私は、市長になりました直後に、地域の複数の市が協力しております保護観察協会の会長という職を、期せずして輪番でお受けすることになって2年間務めたわけですが、その経験を通して、保護司の取組、あるいは更生保護女性会の取組と出会い、正に地域という場が更生保護の現場であるということに改めて強く感じました。

今日改めて、この最終報告書を読ませていただいて、「はじめに」の最後に、「更生保護」は、犯罪や非行を摘発し、刑罰や保護処分を行う「刑事司法制度」の最終段階を担う重要な一環であり、その改革は、「裁判員制度」や行刑改革など一連の刑事司法改革の最後の仕上げである」という3行があります。

私は、最後の仕上げというのは、制度改革としては最後に残った重要なテーマであり最後の仕上げのテーマであると思いますが、やはり更生保護の現場が地域社会であることを考えますと、この報告書の中に記述されている地方公共団体に期待されていることについて、改めて私も、ほかの地方公共団体を担う皆さんと、このことを話題にしたり共に学び合う中で、いい意味で最後の取組の現場に地域社会をもっていかなければいけないなと確認をしたところです。

最後に、今回委員の皆様が本当に率直できたのではない、そして意見の違いを恐れない意見交

換をこの場で交わされるとともに、事務局長を務めてくださった保護局長を始め法務省の皆様が、それをオープンマインドで聴き取ってくださり、この最終報告のまとめにおいては、本当に寝食を忘れて取り組んでくださいました。

これこそ、今の政府が目指している官民連携、協働の一つの形ではなかったかなと思います。恐らく、時間的な制約がございますので、まだまだ詰めなければいけないところ、宿題として少し留保にしているところはあるかと思えますし、私の中でも十分理解しきれていないところもあるかと思うのですが、先ほど冒頭で座長が、これは最終報告書だけれども、実はスタートであるとおっしゃってくださいましたので、また今後も、法務省の皆様と具体の取組について、節目節目の意見交換ややり取りがあると伺いましたので、是非、かかわった者として、当事者意識を失わずにこれからもかかわり続けることができれば有り難いと思っています。

法務省の皆様は、これから制度改革の具体に向けて、大臣始め、いろいろ本当に御苦労があるかと思えます。報告をさせていただく立場になった責任というのは、相当重いなと思っております。是非、担い手は地域にたくさんいると信じていただいて、思い切った改革への御努力をお願いしたいと思えます。

本当に、どうもありがとうございました。

梶井委員 この報告書は1年間の議論の中でできまして、結果を見ますと、主張も非常に明解であり、コンパクトに分かりやすくなりまして、私は非常に良かったという気持ちであります。

特に、座長の熱意ある、また、この問題が司法制度改革の一環として議論が進んだということ、非常に楽しい会議であったなと今と振り返りますと思えます。

また、法務省の事務局の方も、特に最後のこの2週間ぐらいは、実に大変でしたけれども、非常に御苦労様でしたと申し上げたいと思えます。

冒頭、かなり問題点を絞って指摘されておまして、やはりこういう状況になったのは、国、特に法務省といえますか、さらには法曹三者すら見てこなかったという現実を指摘して、これを改革のスタートにしていくことが重要だと思うわけです。

その点で、この報告書を、先ほど法務大臣政務官も事務局長もおっしゃたのですが、法務省には、ひとつ実現の方向で、やはり強く進めていただきたいと思えます。特に、今の官から民へという時代、あるいは小さな政府、役人の数もどんどん減らすという中で、この報告書は逆に増やせと言っている。

けれども、これは、これまで60年近くもというか戦後半世紀放置してきた問題の解決であって、これはそういう単なる社会の流れとは違う。また、そこに意味があると申し上げたいということを提言している希有の報告書であると思えます。

どうもありがとうございました。大変良かったと思えます。

佐藤委員 おいそれと一言では言えないのが、この会議のテーマではなかったかと思えます。

第1回のこの会議の折に、そのような趣旨のことを申し上げたかと思えますけれども、このテーマはいろいろな未解決の問題が凝集しておりまして、しかも沈殿してきたテーマであったと思えます。

したがって、どのような解決の出口が見えるのか、探し当てることができるのか、個人的には大変自信のない状態で推移いたしましたけれども、お陰様で、座長の采配よろしきを得まして今日を迎えられたことは、本当に有り難いことだと思っております。

報告書も、「はじめに」と「おわりに」を読めば、言いたいことがすべて分かる構成になっております。私はそれは大変すばらしいことだと思いましたがけれども、その「おわりに」に書いてございますように、法務省にあっては、正に不退転の決意でこれに取り組んでいただかなければ、恐らく実現は困難だという内容のものが非常に多く含まれていると思います。

法務省におかれては、基本的な制度ないしは基本法の改正その他で、この10年非常に御苦労が続いているわけですがけれども、その終わりに近いところで、この非常に難しいテーマ、難しい法律、あるいは予算折衝を抱えるであろうことを思いますと、似たような経験をしてきた者の一人として、その困難性を推測できるわけでありましてけれども、しかし、これはやはりやっていただかなければならない、そういうものであると思います。

今まで、国民一人一人が自分の身近な問題とは認識してこなかった問題、しかし、実は日常的に非常にかかわりが深いものであったということ、ここでの論議が気付かせてくれたのではないかと思います。その意味で、国民のためにも、国家のためにも、文字どおり不退転の決意で取り組んでいただくことを切望いたしまして、御礼のごあいさつにかえたいと存じる次第でございます。

佐伯委員 私も、これまで各委員がおっしゃったことと全く同感でございまして、大変いい報告書を作成できたと思っております。

議論の過程におきましては、時間的制約が厳しい中で、座長が議事を進行されているときに、議論を蒸し返すことが何度かあったように思いますけれども、非常に公平に扱っていただいて、自由に議論をさせていただいたことに大変感謝しております。

また、事務局に対しましては、議事録あるいは報告書の修正について、恐らくいつも私が一番最後になっていたのではないかと思います。御迷惑をおかけしたことについておわび申し上げますとともに、我々の議論を反映して、大変すばらしい報告書をまとめていただいたことに感謝申し上げます。

一点だけお願いを申し上げますと、お配りいただいた新聞報道等を読みますと、これがこの報告書について報道しているのかどうかもはっきりしませんけれども、必ずしも報告書を正確に反映していないのではないかと思える記事もございますので、もしそういう誤りがありましたら、是非、いろいろな機会に正確な情報を提供していただきたいと願っております。

どうもありがとうございました。

野沢座長 早速、これからの記者会見では、その点留意して。(笑声)

佐伯委員 よろしく願いいたします。

田中委員 門外漢でしたけれども、大変勉強になりました。

アメリカで法と経済学という分野があります。日本ではなかなか定着していない分野なのですが、アメリカの法と経済学が、なぜ、どの分野で学問として成立したのかというのは、背景に競争があります。米国では州法でいろいろなことが決まっていますので、どこの州法で会社を設立するのか、そこでどういう判例が生まれるかということで、場所の選択といえますか、法制度の選択を当事者が行う中で、優れたといえますか、使いやすい法制度がやはり残る。それがドミナントなものになっていくというプロセスがあるのですが、法と経済学というのは学問領域として非常に成立しやすい背景にもあるし、マーケットがあるから成立しているわけです。

日本でも、私は法と経済学はもう少し考察が要っているのですが、ちょうどここで取

り上げた分野は、マーケットが背景にあるわけではなくて、社会の犯罪に対する法執行のプロセス、しかし最終的には、やはり犯罪者とその人の改善更生という、簡単に経済学が適用できない社会の一番難しい分野ですから、この分野で法と経済学が簡単に成立するとは私も思っていないのですけれども、しかし、いずれにしろ、ここで行われた議論は、我が国の社会が抱えている問題に対して、横断的な視点から取り組むべきだという視点が維持できた報告書になっており、私も皆様方同様、大変良かったなと思っています。

いずれにしろ、我が国は、今普請中であります。100年前に森鷗外が「普請中」という短編を書いていまして、公衆衛生学をドイツで勉強してきた彼にとってあらゆることが普請中だったわけですが、日本へ帰って来て、日本もすべて普請中だと、とんかちとんかちが、あそこでもここでも落ち着きなくやっているというのが彼の状況認識だったわけですが、どうも、我々の社会も大きな変化の中で、しょっちゅう普請をしなければいけない。

小泉内閣では、私は、屋根が落ちないようにして大黒柱まで移動させようとしていると、やっとそれに手がついたと思っていますが、当然そういう中で、今回のこの更生保護の対象になっている問題も、大きな普請をしなければいけない取組だと思っています。座長が言われたように、この普請に最終はないわけで、しょっちゅう修正、修理、修繕を施さなければいけない中で、社会が目指すものを実現しなければいけないテーマだと思っています。こういうテーマにかかわって、考える機会を与えていただきましたことを、大変有り難いことだと思っています。

ありがとうございました。

清原委員 座長、ちょっとよろしいでしょうか。

野沢座長 どうぞ。

清原委員 すみませんが、先ほど申し忘れましたので。

実は、こういう報告書は、なかなか一般の方には読まれにくいこともあります。先ほど佐伯委員が、メディアの大変重要な機能を尊重して、正しくこの報告書等が伝わるようにという趣旨でおっしゃったことに触発されて私も申します。

この報告書は大変コンパクトにエッセンスが込められていると思うのですが、先ほど佐藤委員も、「はじめに」と「おわりに」を読めば、大体趣旨というか骨格が分かると言われたのですが、何か、骨格として分かるようなものが、簡易版というか概要版で作っていただけたらなということが一点です。これまた事務局にお疲れ様と言いながら、お仕事を増やして申し訳ないのですが（笑声）

もう一点は、今回の報告書の31ページの「おわりに」の最後の5行なのですが、「犯罪や非行をした人たちが、一人の国民として尊重され、差別されることなく、地域社会で他の住民たちと共に生き、他者の人権を侵害する過ちを二度と繰り返さずに生き抜く意欲を持ち続けられるような成熟した社会、真に安全・安心が確保された社会を実現するための一助となることを願い、本報告を締めくくることがとす」とあります。このように書いていただいたのはとても有り難いと思っております。

私は、今回の委員の皆様様の御議論は、ここに象徴されるように、本当に一人一人を大切にするとするか、決してあきらめないとか、そういうメッセージが込められた議論ではなかったかと思えます。

このようなメッセージを通して、犯罪全体を防止することがもちろん重要でございますので、

今回のこういう報告書の考え方が、コンパクトに、あらゆる機会に幅広い方に伝わるように、是非PRのことについて、より一層よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

野沢座長 その点は、これから杉浦法務大臣に報告したときに、私の方からも、なるべくこれが大勢の方の目に届くようお願いをしておきます。

清原委員 よろしく願いいたします。

野沢座長 それでは、座長といたしまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

1年間、委員の皆様には大変な御苦勞を頂きまして、誠にありがとうございました。非力な座長を支えていただきまして、何とか法務省の御要望に沿える報告書ができましたこと、御礼を申し上げる次第でございます。

まだまだ十分でない点もございますが、時間の制約もございますので、この辺で締めくくりまして、また今後の努力にかけていただかなければならないかなと思っておるわけでございます。

特に、これからこの報告書を実現するためには、国民の皆様の理解と協力、そして、それをまた受けて国会その他、与党、野党の皆様の御理解、御支援、これが何よりも大事かと思いません。

その意味で、これからも、私どもとしてはできる限りこの環境づくりをいたしまして、法務省の応援団として、できることを少しずつでもやっていきたいなと思っておるわけでございます。

最終報告となつてはおりますが、これはしかし、むしろ新しい仕事これから始まるということございまして、立ち直り、復活可能な社会をつくるという大きな課題がこれからも控えておりますので、引き続き委員の皆様、そして法務省の皆様には、よろしく願いをいたしたいと思えます。

特に、私ども不明な者につきまして、現場見学、資料の作成を始め、大変お世話を頂きましたことを改めて御礼申し上げまして、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、更生保護のあり方を考える有識者会議を終了させていただきます。

了